

八尾市都市公園条例「別表第3 第18条関係」新旧対照表

占 用 物 件		単 位	現行占用料 (円)	令和6年4月1日施行 改定占用料 (円)	
法第7条第1項第1号に掲げる物件	電柱	電柱(変圧器を含む。)	3,900	4,200	
		支柱	4,000	4,300	
		支線柱	1,800	2,000	
		支線	770	830	
	電話柱	電話柱	1本につき1年	2,200	2,500
		支柱		3,200	3,400
		支線柱		1,700	1,800
		支線		770	830
	その他の柱類		220	250	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	23	25	
	地下電線その他地下に設ける線類		14	15	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,200	2,500	
	地下に設ける変圧器		1,400	1,500	
変圧塔その他これに類するもの	4,500		4,900		
法第7条第1項第2号に掲げる物件	水道管、下水道管及びガス管	外径が0.07メートル未満のもの	95	110	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	140	150	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	210	220	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	270	300	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	410	440	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530	590	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	950	1,100	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,400	1,500	
		外径が1メートル以上のもの	2,700	3,000	
		その他これらに類するもの(人孔等)		1,400	1,500
法第7条第1項第3号に掲げる物件	地下通路	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,300	
	その他のもの		4,500	4,900	
法第7条第1項第4号に掲げる物件	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,900	2,100	
	公衆電話所		4,500	4,900	
令第12条第2項第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年	3,600	3,900	
令第12条第2項第7号に掲げる物件	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	占用面積1平方メートルにつき1月	820	860	
令第12条第2項第8号に掲げる物件	土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場				